

今日の売春の法規制

— 売春規制の歴史と現代的売春規制 —

金 川 麻 里

目 次

はじめに

第1章 日本における売春規制の歴史

第2章 各国の売春規制状況

第3章 現代日本の売春規制

第4章 「売春」は悪か—単純売春についての考察—

第5章 現代的売春規制のあり方

おわりに

はじめに

昭和31年(1956年)、我が国において売春防止のための立法措置として売春防止法が制定された。同法は翌年からその一部が施行され、2年後の昭和33年4月1日より完全施行となった。これにより、徳川期以来連綿と続いてきた公娼制が、法制度として廃止されるに至った¹⁾。

売春防止法が制定されるに至った背景には、当時の売春において人身売買、搾取を含んだ強制売春、管理売春が主流であったことが考えられる。そこで働く女性が奴隷的な拘束状態におかれているという売春の悲惨な状況の根絶を第一の目的として、売春防止法は制定されたものと思われる。

売春防止法は1条で、売春は「人としての尊厳を害し、性道徳に反し、社会の風俗をみだすものである」と、売春の違法性の根拠を規定している。そして3条で、「何人も、売春をし、又はその相手方となってはならない。」とある。しかし、この3条による禁止については罰則が置かれておらず、それゆえ同条は倫理規定ないしは訓示規定と言わざるを得ない。この点が、売春防止法が制定当時

から「ザル法」と言われてきた所以である。

しかしながら、売春防止法制定に至るまでの審議の過程で、売春行為自体に対する処罰について議論が無かったかという点ではない。現在の売春防止法は昭和31年5月第24回国会に提出された法案に基づくが、それ以前にも昭和23年6月の第2回国会を皮切りに4度にわたる法案の提出があった。しかしそのいずれも成立には至らなかった。それらの法案には現行の売春防止法と決定的に異なる点があった。それは、単なる売春行為、売春の相手方となる行為に刑罰を科そうとした「売春等処罰法案」であったという点である。国会における議論の最大のポイントは、この処罰規定の当否という点であった。最終的な売春防止法が単純売春や売春の相手方を不可罰にした理由としては、単純売春をすべて検挙することが不可能であるという实际的理由の外に、売春婦を加害者ではなくむしろ被害者として保護するのが立法目的であり、売春行為自体の処罰は私生活への介入として人権侵害の恐れがあるという点²⁾が主張された。ただし、この不処罰は積極的に規定されたものではなく、「さしあたり」のものであった。刑事罰を科すべきとする有力な反対意見があったことから、将来引き続き検討する問題として、保留という形がとられたのである³⁾。

以上のような単純売春の処罰規定を保留にした経緯からもわかるように、売春防止法制定の一義的な目的は、売春行為自体の禁止ではなく、あくまで強制売春や管理売春という悲惨な境遇に置か

1) 公娼制の廃止は、敗戦後GHQからの公娼制廃止の要求を契機に出された「娼妓解放令」(昭和21年2月)だが、それは形式的なものに過ぎず、実体としては依然公娼制時代のまま大した変化はなかった。売春防止法が施行されて後、ようやく実質的な公娼制廃止となった。

2) 中山研一「売春防止法の今日的意義と課題」(ジュリスト882号31頁)。

3) 中山・前掲2・31頁、佐藤文哉編『刑事裁判実務大系 第3巻 風俗営業・売春防止』(青林書院・1994年)窪木稔「売春防止法の沿革」155頁を参考にした。

れている売春婦たちの人権保護と更生であった。このことから、当時の売春の主流が強制売春、管理売春であったことがうかがえる。

ところが、売春防止法が制定されて以来50年以上が経過した現代においては、制定当時とは大幅に様相が異なっている。売春の形態についてみると、売春防止法施行後から今日に至るまで、街娼型から、ピンクサロン、ファッション・ヘルスなどの風俗営業型、いわゆるソープランドという個室浴場型、マントル（マンショントルコ）や個室マッサージといった新風俗店型、デートクラブや宅配ヘルスといったいわゆるホテル（ホテルトルコ）という派遣型など、多様な変貌を遂げた。最近ではインターネットの普及に伴った出会い系サイトや出会い系喫茶というものも売春の温床として問題になっている。そして、このような売春形態は多様化と同時に、マスコミのセックス産業報道などを通してより一般化し、さらには一部で法の網をくぐるアンダーグラウンドなものへと潜在化していった。

売春の形態が多様化、複雑化する中で、売春の動機についても変化が見られるようになった。経済的理由が最大の動機であるということに変化はないのだが、かつては「極端な貧困」から売春をせざるを得なかったというのに対し、現代では「より良い生活」のために、自分自身から「すすんで」売春をはじめているといわれている。一般の職業に比べてはるかに高額な収入を得られることが主たる動機だというのである。昭和61年総理府発行の『売春対策の現況』で、昭和60年に実施された売春実態調査の結果が報告されている。その調査結果によると、売春を行うようになった動機の約7割がよりよい「生活のため」、「将来のため」、「遊びのため」で占められており、この動機からもわかるように、ほとんどの者が「自分自身の意思によって」すすんで売春を始めた（73%）と回答している。年代によって若干の差はあるものの、若い世代になるほど上記のような傾向が強いようである⁴⁾。

4) 年長者になるほど売春を始めた時期が早まるので、いわゆる古典的な売春原因が影響しているものと思われる。

総理府の調査結果は昭和60年当時においての数値であるため、現在の売春実態が同じであるとはいえないが、売春形態の多様化、複雑化、売春動機の自由意思化は当時以上に進んでいるように思われる。古典的な強制売春や管理売春、極端な貧困という原因が無いとは言えないが、少なくとも現在の日本人女性の売春においては主流ではないといえるだろう⁵⁾。そして近年、このような変化の中で新たな主張がなされるようになってきた。それがいわゆる自由意思に基づいて行う売春（単純売春）を労働として認めよと主張する「性＝労働」論ないし、「セックス・ワーク論」である。

単純売春が、フェミニストや社会学者による議論の対象としてクローズアップされるようになったのは90年代以降のことである⁶⁾。その背景には、上でも示した通り、自分の意思で売春を行う女性が増加しているという現実がある。しかし何より注目すべきは、そのセックスワーク論が売春女性を含む性産業に従事する女性たち自身の中から出てきた主張であるという点だ。彼女たちは、売春は「性的サービスを売る労働」つまり、セックスワークであり、自由意思で選んだ職業であると主張する。そして、売春を法的に禁止する売春防止法の見直しを求め、売春婦＝セックスワーカーの労働者としての権利の確立を目指している。

このようなセックスワーカーたちの主張は我々に問題の回帰をもたらした。つまり、売春防止法制定当時から現在まで保留し続けてきた「売春行為自体に対する処罰の可否」という問題である。彼女たちの主張は、これまでの「買春男性＝加害者、売春女性＝被害者」という二項対立的な見方（近代主義フェミニズム的言説）を覆すものであり、売春処罰の根拠として、我々が当然の前提としてきた「売春＝悪」という概念自体への懐疑をもた

田村雅幸「売春の実情と対策」（ジュリストb882号41～47頁）、大庭絵里「単純ではなくなった＜売買春＞の議論」（法学セミナー473号42～45頁）、総理府『売春対策の現況』（大蔵省印刷局・1997年）を参考にした。

5) 現在、人身売買、強制売春、管理売春の被害者は主にアジア圏の外国人売春婦、いわゆる“じゃばゆきさん”だと考えられる。

6) 曾根ひろみ『娼婦と近世社会』（吉川弘文館・2003年）4頁。

らした。そして、「売春は本当に悪いのか」「売春はなぜ悪いのか」という、売春の善悪・是非を問う議論が活発化することになった⁷⁾。

本稿では、上記のような社会背景・議論状況を受けて、我が国における今日の売春の法規制のあり方について検討していきたいと思う。本問題を検討するにあたっては、まず、歴史的に売春がどのように位置付けられ、どのように規制または容認されてきたのかを検討する。売春の法的統制のあり方は、その当時の社会背景の影響を色濃く受け、時代によって異なる。そこで、現代における売春規制のあり方を検討する前提として、まず歴史的な検討をしておこうと思う。次に、売春規制の世界的な流れをおさえるため、現在の各国の規制状況を検討する。その後、現代日本の売春規制の現状を概観し、単純売春の善悪・是非論および、今後の我が国における売春規制のあり方について検討していこうと思う。

* ただし、本稿では特に成人における売春問題について検討していくこととする。

* 本論に入る前に、本稿における売春の定義について明らかにしておく。

「売春」とは何か。その定義は必ずしも明らかではない。現在の日本における売春の定義は、売春防止法第2条で「対償を受け、又は受ける約束で、不特定の相手方と性交すること」と規定されている。この定義については、我々の大多数が有する売春概念とおおむね一致しているだろう。しかし、その定義はあくまで現代におけるものであって、「売春」という言葉自体についても、一般的に用いられるようになったのは第二次世界大戦後、売春防止法制定に向けた動向の中でのことである⁸⁾。

よって、本稿では便宜的に、特に断りをつけない限り、売春の定義として売春防止法第

2条の定義を用いることとする。また、売春および売春婦を表す用語については、便宜的に「売春」・「売春婦」と表記するが、場合に依じてその時代に即した用語も用いることとする。

第1章 日本における売春規制の歴史⁹⁾

第2章 各国の売春規制状況

以下では、諸外国における売春の規制状況について検討する。しかしながら、その規制方法は1つではなく、当然各国によって異なっている。それゆえ、実際の各国の売春規制状況を検討するにあたっては、まずその前提として、売春に関する法政策のあり方を、規制方法に注目して類型化しておこうと思う。

第1節 売春の法的統制の諸類型

類型化の方法はいく通りも考えられるであろうが、従来から一般には、禁止主義（禁圧主義または処罰主義ともいわれる）、廃止主義、規制主義の3つの類型に分類され整理されている¹⁰⁾。以下ではその類型について考察しておく。

1. 禁止主義（禁圧主義または処罰主義）

売春行為自体（単純売春）を違法なものとして禁止し、関係者すべてを処罰する主義である。アメリカがこのシステムを採っている。

2. 規制主義

地域指定や一定の条件の下に単純売春を公認し、公の規制下に置くことで弊害を少なくしようとする主義。オランダ、ドイツ、ギリシャ、アメリカ

7) 曾根・前掲6を参考にした。

8) 曾根・前掲6・10～11頁を参考にした。

「売春防止法案の最初のものは、昭和二三年（一九四八）、第二回国会の会期中に、政府から提出された「売春等処罰法案」である。この法案では、それまで長い間用いられてきた「売淫」という語に代わって「売春」という語が使われており、この頃から売春という語が広く用いられるようになったと考えられる。」曾根・前掲6・11頁。

9) 「法学研究」への掲載に際し、第1章の歴史考察部分は省略することとした。

10) 林陽子「売春防止法をめぐる問題点」（法の科学21号128頁）、松井千秋「＜売春＞を禁止する売春防止法の不思議」（法学セミナー473号28頁）、若尾典子「買売春と自己決定—ジェンダーに敏感な視点から」（ジュリスト1237号185頁）を参考に類型化した。

のネバダ州などがこのシステムを採用している。

3. 廃止主義

単純売春を違法として禁止するが処罰はせず、管理売春をはじめとする売春助長行為のみを処罰する主義。1949年の国連の「人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約」（以下、「1949年条約」という）や、同条約を念頭に制定された日本の売春防止法がこの立場を採用している。また、イギリスとフランスもこのシステムを採用している。さらに、現在の主流でもあり、世界中の多くの国で採用されている。

禁止主義と廃止主義（1、3）は、売春の廃絶を終局的な目標としている点で同じといえる。一方の規制主義（2）は、売春を一種の社会現象と捉える。それゆえ、廃絶を目的とするのではなく、法的に管理・統制を行うことで諸々の弊害（たとえば公衆衛生上の問題など）を回避することに主眼が置かれている。

以上のような従来の類型を踏まえた上で、本稿では、禁止主義としてアメリカについて、規制主義としてオランダについて検討する。廃止主義については、次章での日本における検討にかえる。

第2節 各国の規制状況

1. 禁止主義——アメリカ¹¹⁾

アメリカでは、1984年以来、すべての州で売春が禁止されるようになった。また、1960年代から70年代にかけて、半分以上の州で売春を禁止する刑法の改正が行われた。その結果、それぞれの州刑法に共通の傾向を見ることができる。以下では、その特徴について考察する。

禁止主義は、売春行為そのものを禁止・犯罪化するのであるから、その前提として最初に売春の定義がおかれている。例えば、ネバダ州刑法は、「売春とは、報酬のために性行為を行うことを意味する」としている。また、ニューヨーク州刑法は、「売

春とは、報酬と交換に性的行為を申し込むこと、同意すること、もしくは行うことを意味する」と定義している。半分以上の州では、後者のように、売春することに「同意」、あるいは「同意を表明」することが犯罪になっている。売春は軽罪（misdemeanor）である。ただし、カリフォルニア州、コロラド州、ネバダ州などにおいては、エイズ検査の結果、陽性であることが判明した後に売春をすると、重罪（felony）となる。

また、禁止の対象になっている性的行為は必ずしも「性交」のみに限られてはいない。例えば、コロラド州のように、具体的な性交類似行為——フェラチオ、カンニリングス、マスターベーション、アナル・セックス——を明記して、それらも性的行為に含まれるとしている場合もある。したがって、売春をするのは女性に限定されず、何人もその対象とされている。

売春の客となることを犯罪にしている州は15州ある。現実には買春をした場合だけではなく、買春目的で売春が行われている場所に行くこと、とどまることをするだけでも犯罪（軽罪）になる。

その他、売春の勧誘、売春の斡旋、ヒモ行為なども犯罪（重罪）とされている。

次に、アメリカが禁止主義を採用している理由——売春を犯罪化すべきであるとする根拠——には次のようなものが挙げられている。

- ① 売春に付随して発生する他の犯罪（窃盗・売春客の暴力・レイプ・ドラッグの売買など）を防止するため。
- ② 性病の拡散を防止するため。
- ③ 売春が性道徳的に悪であるため。
- ④ 売春婦は肉体的にも精神的にもあらゆる種類の損害を被っているから、国家は自傷行為を犯罪化しているように、売春も犯罪化すべきである。

いずれの根拠も説得力に欠けている。まず、①には根拠がない。たとえ売春を法で禁じたとしてもなくなることはなく、むしろアンダーグラウンドに潜ってしまい、さらなる犯罪の温床になりかねない。むしろ、売春を非犯罪化した方が売春に結びついた犯罪がなくなるだろう。

②についても説得力に欠ける。一部はともかく、

11) 松浦恂「欧米諸国の売春規制と取締りの実情」（判例タイムズ571号、11～13頁）、椎村透「アメリカの売春等処罰法規」（法律のひろば9巻5号42～49頁）、上村貞美『性的自由と法』（成文堂・2004年）263～300頁を参考にした。

大部分の売春婦は性病にはかかっていない。したがって、売春がなくなっても性病はなくなる。もし性病を問題にするならば、売春に限らず、性行為全般について禁止や規制をする必要があるだろうが、そのようなことは到底認められない。そもそも、性病の予防を目的とするならば、性教育の充実を図った方がよほど建設的である。

③について、売春を道徳的に悪とする根拠は多岐にわたる。例えば、性行為は生殖を目的とすべきであり、または、「性行為＝愛」であらねばならないとし、それ以外の性行為は道徳的に悪であるとする見解がある。しかし、このような「性＝生殖」、「性＝愛」という見解は、単に個人的な理想の表明にすぎない。よって、この根拠でもって法律で規制することはできないであろう。

また、売春は自らの肉体を売ることであり、それは自分自身を売ることであり、一種の道徳的奴隷制だという主張がある。しかし、これに対しては、売春は性的サービス売っているに過ぎないという反論がある。

④はリーガル・パターンリズム原理の援用である。しかしながら、国家が予防することを保障されているのは、危険を引き受けることが合理的でない場合と自由意思によらない場合である。したがって、自由意思において享乐的に売春婦になることを決めた者に対しては、国家は介入すべきではないと考えられる。

しかし、このようなアメリカの禁止主義政策は、売春の抑止効果としては大した効果が無かったようである。それどころか、禁酒法と同様に、ただ無視をされて終わったようである。さらに、売春禁止法が差別的に執行されている点でも問題視されている——例えば、逮捕される売春婦の過半数が有色人種であり、女性差別・人種差別的である。

2. 規制主義——オランダ¹²⁾

オランダは、ヨーロッパ諸国の中では売春に対して最も寛容であるといわれている。特に、首都アムステルダム飾り窓の売春婦は有名であろう。

オランダは、1911年に刑法改正で廃止主義を採

用した。これによって売春自体は禁止されなかったが、売春からの搾取とヒモ行為は違法とされた。だが、実際には2つの理由で有罪になることはなかった。第一に、裁判所で証言等の証拠を収集することが困難で、搾取やヒモ行為を証明することが容易でないこと。第二に、起訴すれば売春が地下に潜り、それによりかえって風俗警察の統制と監視の機会が減ってしまうと信じられていたこと、である。こういうことにより、結局、売春に寛容な風潮を作り上げてしまったのである。

1960年代以降、売春に対する需要と供給が高まり、売春ビジネスが著しい成長を遂げた。さらに1970年代以降には第三諸国からの女性の人身売買という問題も生じてきて、もはや放置できない事態に至った。そこで、このような事態に対処するために、各地方当局がそれぞれの政策をおこなっていった。その一つとして、売春が許される地区を設定するゾーニング政策が行われたが、これは失敗に終わった。その後、1970年代に第二波フェミニズム運動が売春問題を取り上げたことにより、世間一般でも広く議論されるようになり、オランダ当局も、ついに、売春を通常の職業として受け入れるべきという認識に至り、売春に関するあらゆる法律や規制が廃止され、1988年以降、売春が合法的な職業と見なされるに至った。

このようなオランダの売春統制の方法はどのように評価されているのか。オランダでは、一般的に売春の根絶は困難であり、公序に与える生活妨害の程度に応じて、ある一定程度までは「一つの社会的事実」として許容されている。

しかしながら、売春が職業と見なされたことによって、オランダへの人身売買が助長促進され、売春に絡む犯罪が生じているのは紛れもない事実であり現実である。また、売春婦が合法的な「労働者」とみなされることである程度売春婦に与えられてきた社会的烙印から逃れることはできたかもしれない。しかしながら、合法化によって売春婦の社会的地位が向上したとは言い切れないだろう。

12) 上村・前掲11・263～300頁を参考にした。

第3章 現代日本の売春規制——廃止主義

日本の売春防止法は廃止主義の立場から売春規制を行っている。

本章では、現在の日本における売春に対する法的規制および、単純売春の扱いがどうなっているのかについて概観しておこうと思う。

第1節 売春防止法における「売春」の定義

売春防止法2条には、「この法律で『売春』とは、対価を受け、又は受ける約束で、不特定の相手方と性交すること」と規定されている。つまり、売春防止法の定めるところによる「売春」とは、①対価を受け、②不特定の相手方と、③性交すること、という3つの要件が挙げられる。

まず、要件①の「対価」について。ここで言う「対価」とは、「性交」に対して支払われるあらゆる経済的利益を意味する。ただ、ここで問題となるのは、他のサービスの対価と性交の対価が一緒になっているケースである。この場合2条の「対価」といえるのかが問題となる。たとえば、スナックのホステスが客に売春をする場合に、客が飲食代金として支払った代金は売春の「対価」といえるのか。このようなケースにおいては、客の支払った飲食代金が、通常の飲食代金よりも際立って高く、「実質的にその中に売春代金が含まれているとみられる場合、あるいは、性交をすればホステスが売り上げから一定部分を受けるシステムになっている場合には、売春の対価である」と解されている¹³⁾。

次に、要件②「不特定の相手方」について。ここで言う「不特定」とは、「誰とでも」という意味であるから、対価をもらってもその相手方が決まった相手であれば、売春防止法の定める「売春」の定義にはあたらない。たとえば、「生活の援助など経済的利益を対価として一定期間継続的に特定の相手方と性交取引をする、いわゆる『妾』、『二号』などについては売春にあたらない¹⁴⁾」と解されている。

13) 『風俗・性犯罪』シリーズ捜査実務全書9(東京法令出版・1996年)120頁。

14) 前掲13・121頁。

要件③「性交」について。現在、「風俗」と呼ばれる性産業の中でかなりの部分を占めているのは「性交」以外の性的サービス(いわゆる非ホンバン)である。しかし、売春防止法2条は売春の要件を「性交」に限定している。これは現在の実態を鑑みれば、極めて狭い定義付けであると言える。このような狭義の定義付けがなされた背景には、売春防止法が制定された1956年当時は、性交以外の性的サービスはなかった(と思われる)という時代背景がある。したがって、この定義に従う限り、「性交」以外の性的サービスは、売春防止法の規制を受けないことになる。それどころか、むしろ、その職場が「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」によって認められていることで、公認されたものとなっている。つまり、日本においては、不特定多数の者と対価を受けてする「性交」は禁じられているが、不特定多数の者と対価を受けてする「性交類似行為」は禁止の対象ではなく¹⁵⁾、したがって、営業内容が「性交」でない限り、現在の「風俗」をめぐって起きていることは、売春防止法の処罰対象にはならないのである¹⁶⁾。

以上、売春防止法における「売春」の定義として3つの要件を検討した。売春防止法のいう「売春」とは、「性交」に限定され、その「性交」においても、経済的利益(「対価」)と交換されるあらゆる性交が禁じられるのではなく、「不特定の相手方」という要件が設けられている。

第2節 売春防止法における単純売春の位置づけ

売春防止法はその1条で、売春は「人としての尊厳を害し、性道徳に反し、社会の風俗をみだすものである」と規定している。つまり、単純売春は違法であり禁止されるべきものであるが、その

15) ただし、18歳未満の者を相手とする場合は、性交類似行為も「児童買春・児童ポルノ等処罰法」や、「東京都青少年の育成に関する条例」などの青少年育成条例で禁止され、かつ、買春者は処罰される。

16) たとえば、営業内容が「性交」でなければ、売春防止法6条「周旋」、7条「困惑等による売春」、8条「困惑等による売春の対価等の收受」、9条「前貸し等」、10条「売春をさせる契約」、11条「場所の提供」、12条「管理売春」、13条「資金等の提供」などを禁ずる規定のすべてが適用されないので、風俗業者も処罰されないことになる。

行為に対しては処罰を科していない。この点が、売春防止法が制定当時から「ザル法」と言われてきた所以である。また、売春防止法は、売春の相手方となることを処罰していない。

なぜ、売春防止法は売春及びその相手方となることを処罰していないのか。

売春又はその相手となる行為を処罰すべきか否かについては、立法過程において最も議論のあったところである。しかしながら、結局は、売春行為それ自体に反社会性を認め、これを禁止することを宣言するにとどめ（3条）、刑事処分の対象となしないこととし、将来の検討課題として持ち越された。その背景には、当時の日本における売春の実情があったものと思われる。つまり、売春に陥った女性は、社会に対する加害者ではなく、むしろ被害者として保護救済の対象とすべきであると認識されたことが大きな理由となっている。したがって、売春防止法は、売春行為それ自体を処罰するのではなく、売春を「助長する行為」を処罰することにより、売春の防止を図ることを目的としているのである。さらに、売春防止法は、上記の基本思想の下に、刑事処分のほか、要保護女子を発見し、その者に必要な指導と保護を与えるものであり、売春防止法においては、刑事処分と並ぶ2つの柱の1つなのである。

第4章 「売春」は悪か —単純売春について考察—

売春女性の人権を侵害する強制売春、管理売春が「悪」であることについては、もはや反論はないだろう。現在問題になっているのは、近年の「性＝労働」論、ないし「セックス・ワーク論」とよばれる言説の台頭により注目されるようになった「自由意思に基づいて行う売春＝単純売春」の善悪・是非についてである。これは売春防止法制定当時から現在に至るまで保留され続けてきた問であり、今なお明確な答えのない問である。この単純売春の善悪・是非を問うこと自体不毛であり、意味のない問であると批判する意見もあるが¹⁷⁾、一概にそ

うとも言えないだろう。単純売春、つまり「性交を伴う労働自体」の善悪・是非を明確にすることとは、売春防止法第1条にある「売春が人としての尊厳を害し、性道徳に反し、社会の善良の風俗をみだすものである」という同法の前提そのものの当否を問うことに他ならない。そして、この問いの答えこそが、今後の売春に対する法政策のあり方を決定することになるだろう。セックスワーク論の可能性を検討する上でも、「単純売春の善悪・是非論」は避けては通れぬ問なのである。

以下ではこの単純売春の善悪・是非論について検討していこうと思う。検討するにあたっては、まず本問の議論状況を把握する必要がある。そこで、現在ある単純売春に関する言説について先に概観しておく。その際、数ある言説を単純売春に対する見解の相違から、「単純売春擁護論」と「単純売春廃絶（反擁護）論」とに大きく分類して検討することとする。

第1節 単純売春の善悪・是非論—単純売春擁護論と単純売春廃絶論—

現在、単純売春については2つの考え方が対立している。一つは「売春は悪である」として、単純売春を含めた全ての売春を廃絶すべきであるとする考えである。いま一つは、強制売春と単純売春を区別して、強制売春は否定するが、単純売春は正当な権利行使—性的自己決定権の行使—であるとして、「売春のどこが悪い¹⁸⁾」とする考えである。

前者は、これまでの売春に対する世界的な支配的見解であった。1949年の人身売買禁止条約は、その前文で、「売春及びこれにともなう悪弊である売春を目的とする人身売買は、人としての尊厳及び価値に反するものであり、かつ、個人、家族及

だけじゃないですか。「そんなもの無駄だ」と、僕も含めて現場を取材する者はみな実感しているはずですよ。」と述べる。（赤川学「売春する日本—素人が売春する時代への処方箋」（宝島社・1995）76～88頁掲載の宮台真司／イム・リン・スウンによる対談「売春社会」を生き抜く知恵こそ必要だ！」76頁。）

18) 江原由美子編「フェミニズムの主張」（勁草書房・1992年）橋爪大三郎「売春のどこが悪い」から引用した。

17) 宮台真司氏は、「売春の善悪を証明したとしても何ももたらしませんよ。論理的な自己満足で終わる

び社会の福祉をそこなう」と述べている。日本の売春防止法もその1条にて、同条約と同じ立場を採っている。つまり、「売春は悪である」とする前者の主張の最大の論拠は、「売春は人権侵害である」というところにある。

これに対し後者は、「(単純) 売春は悪である」とする根拠はどこにもないと反論し、売春は単に性的サービスの売買であり、人権システムとは矛盾しないと反論する。

前者の主張が「単純売春廃絶論」であり、後者の主張が「単純売春擁護論」である。以下では、各々の主張について詳しくみていくが、まず単純売春擁護論（以下では、「擁護論」という）について検討し、その後、これに対する批判という形で、単純売春廃絶論（以下では、「廃絶論」という）について検討していこうと思う。

第2節 単純売春擁護論

単純売春を擁護する言説は、「セックス・ワーク論」とよばれている考え方の系譜に属するもので、1970年代から80年代にかけて、欧米の売春婦たちが国際会議を開催して労働者としての権利の獲得をめざす運動をしたときに、依拠した考え方である¹⁹⁾。この言説を主張しているのは、何も売春婦たちだけではない。学者や理論家の中にも単純売春を擁護する者があり、現在では、フェミニストですらも単純売春に対して鷹揚になりつつあり、少なくないフェミニスト論者がその擁護論者へと転身している。

単純売春擁護論者は、単純売春は「性的自己決定権の行使」であり、「性的サービス」を提供する「サービス業」とであると主張する。そして、このような単純売春を非犯罪化し、さらには合法化することは、家父長制の下で抑圧されてきた女性の「性」の解放—性の二重基準の解体—になるとして必要だと主張するのである。以下では、このような擁護論の主な根拠をいくつか挙げて順次検討していく。

1. 単純売春は性的自己決定権の行使である

「性的自己決定権」とは、憲法13条を根拠とする基本的人権としての「性的自由」の中核をなすものであり、それを保障する手段である。

この性的自己決定権は、当初、刑法の堕胎罪に対して、中絶の権利を求める運動の中で主張され、さらに、家父長制的な刑法の強姦罪規定を、女性の夫に対する貞操義務の保護から、被害女性の人権保護へと転換する中で主張されてきた。つまり、国家からの不当な介入（堕胎罪）や私人間における強制・暴力（強姦、セクシュアル・ハラスメント等）からの自由（消極的自由）として主張されてきたのである。

しかし現在、この性的自己決定権は、より積極的な意味で——多様なセクシュアリティ（性のあり方）を認める手段として——用いられてきている。つまり、現代における性的自己決定権とは、「いつ、だれと、どのような性行為（あるいは生殖行為）を行うかの決定権は、本人にのみ帰属する²⁰⁾」という権利であり、「自らの欲する性行為を自由になしうる」権利なのである。

擁護論者は、「売春をする」という売春者本人の決定は、「いつ、だれと、どのような性行為を行うのか」の決定の一形態であって、積極的な性的自己決定権の行使として尊重されるべきだと主張する。

2. 売春は性的サービスを売るサービス業である²¹⁾

また、擁護論は、売春において行われる「性交」を労働（ワーク）と等値する。売春において売春者は、直接に身体部分を商品として売っているのではなく、単に「性的サービス」を提供しているだけであり、その意味において、数ある「サービス労働」の一種にすぎないという。

売春が性交をワークとして行う職業・営業活動である以上、それは他のあらゆるサービス労働と区別されるべきではなく、したがって、政府が売春を禁止することや、それに過度の規制を加えることは、職業・営業の自由に対する不当な侵害に

19) 上村・前掲11・302頁。

20) 中里見博『ポルノグラフィと性暴力』（明石書店・2007年）208頁。

21) 中里見・前掲20・52頁を参考にした。

あたり許されない、ということになる。さらに、売春、買春や関連業者の行為の非処罰化が要求されるにとどまらず、さらに進んでそれらの合法化すら追求されることになる。つまり、擁護論の立場からは、現行の売春防止法の廃止が求められるのである。

3. 女性の「性の解放」としての売春する権利

さらに、売春の非処罰化・合法化は、女性の性の解放——男権主義的な性の二重基準の解体——として必要であるという。

宮台真司氏は、単純売春合法化の最大の理由に「家父長制的差別の弊害」を挙げる。氏はその著書で、「日本は、男にとっては買春天国なのに、「女はプロしか売ってはいけない」という家父長制的二重規範（妻や娘を家父長の所有物とする観念）があり、第五条に見るように売る女のみを罰する性別非対称な売春防止法が、この差別を補強しているところに問題がある」²²⁾と批判して、早急な単純売春の合法化を主張する。

女性運動を展開してきたフェミニストも、女性の性の解放をその活動の一つの目的にしてきた。男権制社会の下では、男女で異なる性規範（性の二重基準）が存在する。その基準の下では、肯定的な中心に置かれるのは「主体」としての男性であり、女性是否定的な「他者」として存在することになる。そして、そこで構築された「(男性が)理想とする女性像」、「(女性の)正常な性」という枠組みが女性側に強制されてきたのである。ここでいう「正常」とは、「男性に従属する性」、「受動的な女性性」という意味であり、いわゆる「貞淑な妻」や「良き娘」を意味する。したがって、この二重基準の下では、女性の積極的な性—売春婦としての性—は逸脱した「異常な性」として処理される。

擁護論者のフェミニストやセックスワーカーは、この点を非難する。つまり、女性の性が「従属的・受動的」なものとして、「男／女」という二項対立の枠内で単一的に語られることに反感を抱き、女性にも積極的な性を含む多様なセクシュアリティ

が認められるべきであると主張する。そのような女性の積極的な性の一形態として、売春も認めるべきであり、非犯罪化・合法化すべきである、というのである。

4. 「被害者なき犯罪」論²³⁾

さらに、擁護論者は単純売春を擁護する根拠として、「被害者なき犯罪」論を用いる。

法が取り締まるべき不法は、犯罪行為、すなわち他者の身体、生命、財産、自由、……その他をそこなう行為、実体的な被害をともなう行為でなければならない。これが、我々の法秩序原則である。ゆえに、何の被害もともなわない行為は、各人の自由に属するのであり、取り締まるべきではない。

このような前提の下、擁護論は、売春は個人的行為であり、その行為の射程はあくまで当事者間だけにとどまるという。「私」が売春をしたとしても、誰も傷つかないし、他に何の被害ももたらさない、というのである。つまり、売春によって実体的な被害は何ら生じないのであるから、売春は非処罰化されるべきであるという。

さらに、買春についても同様のことが言えるので、これは売春擁護と同時に買春擁護の理論でもある。

5. 性的弱者のための買春システム

単純売春擁護論はまた、性的弱者のために買春システムが必要であると言う。ここでいう「性的弱者」とは、いわゆる障害者や高齢者のみを意味するのではない。

宮台氏によると、1970年代以降、性的メディアが多様化し、そのメディアの影響を受けた相手を見つけていく性的嗜好——たとえば、フェチ、SM、スカトロ、ロリコン、痴漢など——を固定させた男性が増えてきた。しかしながら、彼らの「性的妄想」が現実世界で満たされることは困難であるため、彼らは女性を買わない限りセックスができない「性的弱者」となる。それゆえ、彼らの特異な性的嗜好の欲求を満たすためにも買春システムが必要なのである、というのである。

22) 宮台真司ほか著『<性の自己決定>原論』（紀伊國屋書店・1998年）263頁。

23) 橋爪・前掲18・16～18頁、宮台・前掲47・10頁を参考にした。

さらに、明言はしていないが、買春によってそうした特異な嗜好を満たしてやらなければ、現実女性が犠牲になると暗に指摘しているようである²⁴⁾。

6. 「ガス抜き」としての買春システム²⁵⁾

また、買春システムを必要とする根拠として、男権制社会システムからの必要性が主張されている。

女性を規範し抑圧する男権制社会システムは、同時に男性をも規範化する。男権制社会は男性に過酷な長時間労働・過密労働を強いて、その結果、精神的ストレスを蓄積させる。男性はそうしたストレスの解消を性欲に求める、というのである。男性に鬱積するストレスのはけ口、ガス抜きシステムとして、買春システムが必要だと主張する。

さらに、これに加えて宮淑子氏は、男性を買春に向けている原因を婚姻制度（あるいは男たちの欲求に対応できない妻たち）にその責任を転嫁する。「〔女性フェミニストが〕セックスのとき、ただ『マクロ状態』で受け身な対応をしているとしたなら、男たち、夫たちを『買春』に向けている原因だともいえるではないか！」²⁶⁾とまで述べている。

7. その他の理由

以上で述べたものが、単純売春擁護の主な根拠である。それ以外の理由としては、「〔単純〕売春は悪である」とするのは「素朴な倫理的感情」にすぎず、根拠がない、とする主張もある。その他にも、現実売春に従事している女性たちが置かれている現状一客からの暴力、代金の未払い、ヒモや業者によるピンはね等一が人権侵害であると問題視し、売春女性の権利保護を図るためにも単純売春の合法化が必要であるとする主張もある。

第3節 単純売春廃絶論

次に、前述した擁護論の主張に対する批判を含

24) 中里見・前掲 20・161 頁を参考にした。

25) 中里見・前掲 20・152～157 頁を参考にした。

鈴木水南子氏、上野千鶴子氏、宮淑子氏などが主張している。

26) ただし引用は、中里見・前掲 20・157 頁から。

めて、単純売春廃絶論について検討していく。擁護論の諸主張に対する批判を検討する前提として、まず廃絶論の主張を支えるバックボーンがいかなるものなのかを考察し、その上で擁護論の各主張について廃絶論の立場から具体的に検討したいと思う。

では、廃絶論はどういう背景理論をもつのか。廃絶論が最大の問題とするのは、現在の男権制社会システムである。そして、売買春は、その男権制社会における男権主義的セクシュアリティを形成・維持・強化する組織的・系統的实践である、と批判する。

1. 男権制社会と男権主義的セクシュアリティ

セクシュアリティとは何か。その意義は多様であるが、ここでは以下の意味において用いることとする。

個人の思考・感情・行動の根底にあって、それら行為レベルの現象を導き方向づけるものを一般に「性格」もしくは「パーソナリティ」という。パーソナリティは人間的な活動領域全般を包括しているが、特に性的領域について限定したパーソナリティを「セクシュアリティ」という。つまり、個人の性的思考・性的感情・性的行動の根底にあって、それらを決定する「性的指向性・傾向性」を「セクシュアリティ」という。

我々個々人は、それぞれのセクシュアリティを保持しており、それらの多様なセクシュアリティは基本的には社会的に擁護されるべきものである²⁷⁾。ここでいうセクシュアリティとは、個人的なものである。だが、それは純粋に個人的なものではなく、社会・文化・時代によって顕著な傾向がみられる。つまり、セクシュアリティはパーソナリティと同様に社会的であり、その社会の構成員間では、ある程度共通するセクシュアリティが成立しているものと考えられる。

廃絶論は、今日の一般男性間において構成されているセクシュアリティが問題であると指摘する。そのセクシュアリティとは、支配・征服をエロチ

27) ただし、例えば幼児愛好のように、そのセクシュアリティの実現の仕方によってはほぼ犯罪に近いものは別である。

ックとみなす「男権主義的セクシュアリティ」である。つまり、現代社会においては、男権主義的セクシュアリティが広範に、社会的特質をもったものとして存在しており、個々人の多様と思われるセクシュアリティも、実はその社会的な男権主義的セクシュアリティの影響を根底に受けているのだという。したがって、我々個々人のセクシュアリティも少なからず「男権主義的」だ、というのである。

この男権主義的パーソナリティ（セクシュアリティ）を構成するモメントは、①女性支配の根源的欲求、②男権主義的イデオロギー、③男の持つ力に対する信奉（力を権力として使用しようとする欲求・意思）である²⁸⁾という。

①女性支配の根源的欲求

男権主義的パーソナリティにおいて特徴的なのは、女性の上位に立つのみか、女性を支配しようとする根源的欲求である。男性は多かれ少なかれこのパーソナリティを有しており、かなりの蓋然性で男性共通の性にもとづく社会的性格といえる。女性支配の根本的欲求が核にあるがために、男権主義的パーソナリティは、他者（女性）への無理解以上に敵意までもをその本質としている。そして、この本質こそが、今日の深刻なジェンダー・ヒエラルキーの一要因をなしていると考えられる。平等主義的な言説が流布し、観念的にそれが語られても、依然として根強いジェンダー・ヒエラルキーの土台が揺るがないのは、ひとつにはこの男性が有する男権主義的パーソナリティが原因であるところが大きいとされている。

では、この女性支配の根源的欲求はどこからくるのか。この欲求は性による社会的性格であるというものの、必ずしも普遍的なものではない。とすると、この欲求は後天的なものであると考えられる。では、いったい何がその欲求を発生させるのか。杉田聡氏はその発生の原因を「多様な形態をもって作用する『男権主義的イデオロギー』」だと指摘する。

男権主義的イデオロギーが、ごく幼い時期から

あらゆる成長の段階にある男女を取り巻いていること²⁹⁾が、その決定的な要因であるとする。そうしたイデオロギーが、幼少期からの体験等を介して、個々の男性に内在化されていき、女性支配の根源的欲求をもつ男権主義的パーソナリティを定着・強化させていく。

②男権主義的イデオロギー

パーソナリティは、イデオロギー選択における規定要因であるといわれている。それゆえ、通常、「男権主義的パーソナリティ」の持ち主は、女性に対する支配・従属の欲求を合理化し支える信念体系として「男権主義的イデオロギー」を選択し、受け入れやすい傾向にある。そうして受け入れられたイデオロギーは、その個人の内に内面化される。内面化されたイデオロギーは、その個人の具体的・現実的な行為の規定要因となる。そして、具体的な行為によりイデオロギーは確固たる生きた認識となり、そのイデオロギーを内面化したパーソナリティは、（そのパーソナリティを有する者の）行為を定義する十分な根拠たりうる「現勢態」となるのである。つまり、イデオロギー選択の契機にすぎなかった、潜在的特質・潜勢態にすぎなかったはずの男権主義的パーソナリティー男上位意識や女性支配の根本欲求一が「現勢態」として確固たるものとなるのである。

この男権主義的イデオロギーは、その核において、女性を従属化し、支配すべきものと見なしている。つまり、ある意味で女性を「モノ」化するイデオロギーであり、この男権主義的イデオロギーこそが女性の「性的モノ」化を招いたのである。

このイデオロギーは、体系的な理論や教説としてのみならず、個々人の黙示的・暗示的な、とはいえ明確な内容を持つ信念体系として、またそれ以上に集团的・社会的なそれとして俗言などの形をとって広く流布していく。そして、それらは文化や制度の形をとって直接女性たちに注入され、彼女たちに内面化されていく。そうした経緯を経て、女性たちみずから男権主義的イデオロギーを内面化した社会的性格——男権制社会が求める理

28) 杉田聡『男権主義的セクシュアリティ』（青木書店・1999年）12頁。

29) 杉田・前掲28・14頁。

想の「女性像」——を身につけていくのである。そしてさらに、女性たちが「性的モノ」を生きる社会的現実——女性たちの具体的・現実的な行為——が、逆に、女性を性的モノ化するイデオロギーをさらに強化し、確固たる生きたものにするのである。

* たとえば、性的モノ化の最もあからさまで酷薄な例としては、娼家の売春婦が挙げられる。その他にも、男権制社会の下での「美しさ」という価値がイデオロギー装置となり、女性たちが自らの身体改造を行っていることも女性の性的モノ化の結果である。たとえば、かつてのヨーロッパで女性が出産の困難や奇形を招いてまでコルセットで体を締め上げた事例や、中国における纏足の事例などがある。こうした事例は、黙示的・暗示的であるとはいえ、広範な影響を持った社会的イデオロギーの存在を示唆している。すなわち、女性は男性の性欲に奉仕する道具であり、身体を自由を奪ってでも性交のために男性に供されなければならない。身体を自然性を破壊してでも男の性欲満足のためにその身体に手を加えるべきなのである、と。これこそが、女性の性的モノ化のイデオロギーなのである。³⁰⁾

男権主義的イデオロギーは、女性の「性的モノ化」と渾然一体になったものとして、女性を個人として見るのではなく、「女」という記号として、なかでも肉体として見る視線を内包している。そこでは、女性は「女体」にすぎない。女性の「性的モノ化」とは、女性が男の性的欲望を満足させるための道具と見なされることである。そして、男性の性的満足が究極の目的として目指すのは、女性の身体を領有である。要するに、男性の究極の性的欲望の満足のためには、もてあそぶべき身体各部と、性交し射精する女性器があればよいとい

うわけで、その女性「個人」には用がないのである。

そうした男権主義的イデオロギーに染まった男性は、女性個人の内に「肉体」しか見ておらず、彼はその「女体」の所持者なのである。つまり、男権主義的イデオロギーが女性の肉体への関心を喚起するがゆえに、それはおのずと女性個人ではなく、女性の肉体一般への関心に結びつかざるをえないのである。

③男の持つ力に対する信奉—男の権力—

以上では、女性支配の根本的欲求と、それを構成しかつ合理化する男権主義的イデオロギーについて考察したが、それらを実現させるには、さらに「現実の力」が必要になる。そしてその際には、男性が有する多様な「力」が使われる。つまり、女性支配の欲求と、それを合理化するイデオロギーが、男権主義的パーソナリティの心臓と脳髄であるとすれば、男性が行使する「男の権力」が、その欲求もしくはイデオロギー目標を実現するための手足ないし武器なのである。

それでは、この手足・武器として行使される「男の権力」とは何であるのか。

男の権力の構成要素として、ドヴォーキン³¹⁾は次の7つの要素を挙げている³²⁾。1) 男の自己（自己の権力、あるいは女性の資源を奪い女性を使用せんとする意思・権力）、2) 男の肉体的強さ、3) 男の威嚇、男の攻撃性・暴力性、4) 命名する権力³²⁾、5) 所有する権力、6) 金銭の権力、7) セッ

31) アンドレア・ドヴォーキン「ポルノグラフィ」（青土社・1991）58～87頁、杉田・前掲20・26頁を参考にした。

32) ドヴォーキンは、男権制的社会・文化にあつて、男権制のバイアスにかかった言語以外に女性たちが使うことのできる固有の言葉が無いという事実を問題にしている。

「命名する権力」とは、名づけることによって現実を支配する権力のことである。たとえば、男性は女性に「ふしだら」という烙印を押すことでその行動を抑制する。他方では、「美しい」という価値を女性に配当することで、異なった意味で女性を特定の行動・生活に抑制しようとする。つまり、「命名の権力」とは、命名を通じて女性に男の欲するとおりの存在様態を強いる権力のことであり、所有の権力と同様に女性の行動や生き方全体に及ぶ権力である。杉田・前掲20・27～28を参考にした。

30) 杉田・前掲28・18～19頁を参考にした。

また、女性の性的モノ化とは、娼家への隔離や、コルセットや纏足による身体の変形といった残酷な方法のみに限られるわけではない。容貌や衣装の美しさに気を配らせ、恥じらい・従順さ・貞節さを身につけさせることは、女性の身体やその女性自身を男性にとって性的に心地よいものに仕上げ、広い意味で性的満足を生む。よって、これもまた性的モノ化の一端であるといえる。

クスの権力、である。これに加えて、杉田氏は、8) 地位の権力を挙げている。

2) 肉体的強さ、6) 金銭の権力、8) 地位の権力は、直ちに権力の源泉—「権力」を形成する際に使用される「力」—を示している。1) については、女性を使用しようとする男の意志に注目する限り権力の源泉であるといえる。3) については、「威嚇」は作用であり、「攻撃性・暴力性」は権力の源泉である。つまり、1) 2) 3) 6) 8) の5種こそが、女性支配の意志によって「男の権力」として行使される「力」なのである。

これらの「力」が男によって行使されるとき、具体的な権力作用が女性に及ぶ。それは一次的には、3) 男性の「威嚇」「暴力」として現れ、それを通じて、女性が1) 使用され、5) 所有され、4) 命名されることになる。つまり、これらこそが、女性に対する支配の内実を示しているのである。

このような多様な「男の権力」は、今日の男権主義的な制度や文化の全体によって支えられている。そして、この権力の行使は必ずしも作為的であるとは限らない。不作為的に間接的に作用することもある。また、権力の行使者は「個人」とは限られておらず、社会的・集団的に行使される場合もある。たとえば、夫婦喧嘩に多少の暴力はつきものであるとして世間が介入を避けることも、男権主義的な文化が支える集合的権力の現れである。もっと広範にとらえれば、政治的・経済的・社会的に女性を「二流市民」に差別する諸力もまたそうであるといえる。

上記に述べた権力は、主に「日常生活」において行使される。一方、「性生活」においては、上記の権力に加えて、7) セックス（ペニス）の権力が「男の権力」として行使される。「性生活」の領域においては日常生活における諸権力はすべて、女性のセクシュアリティ支配の欲望の下に「セックスの権力」という様相を帯びるが、7) ペニスの権力は特に、男の女性支配の欲求の下で顕著な権力の源泉として現れる。ドゥオーキンは次のように言う。

性交、すなわち、体内に入り込まれることと、真の身体のパライバシーとは両立しえない。膣自体は一つの筋肉（力）であり、力（筋肉）は必然

的に押しのけられる。挿入は持続する侵入である。女性は開かされて中心を貫かれる。女性はそのパライバシーを、物理的にも心理的にも占領される。(略) 性交は侵害の同義語である。³³⁾

つまり、セックス（自然的性）に由来する性器の構造、さらにそれと固く結びついた男女のセクシュアリティ（性的感受性）——要するにオーガズム、もしくはそれに向かつての経験の仕方——には差異があり、その差異ゆえに、対等な男女のセックスにおいても、男女の性の非対称性は顕著に現れる、ということである。

したがって、セクシュアリティの領域においては、女性は、男性のペニスの権力を前にして、完全な「弱者」となる³⁴⁾。特に、性暴力がからんだ場合にはそれは顕著である。

男権主義的パーソナリティの持ち主は、上記のような諸権力を「日常生活」および「性生活」において現実に行使することで、カテゴリーとしての「女性」を丸ごと支配しようとする。その支配の一環として、女性のセクシュアリティ（性的諸能力）をも支配しようとする。そうすることで、男権主義的セクシュアリティは形成され、維持され、強化されていくのである。

男権主義的セクシュアリティをつくる——つまり、形成・維持・強化する——ための現実的・具体的な行為（権力の行使）は多岐にわたるが、それを顕著に作るものの一つとして、買春行為が考えられる。

男権主義的セクシュアリティの持ち主は、買春に対して受容的であることが多いが、実際の買春行為を行うことによって、その男権主義的セクシュアリティは相乗的に強化される。つまり、買春は、生身の女性を相手に、男の権力のひとつである「金の権力」と「セックスの権力（ペニスの権力）」を

33) Andrea Dworkin, *Intercourse* (New York: Free Press, 1987) 122 頁。ただし、シャノン・ベル著、山本民雄・宮下嶺夫・越智道雄 訳『売春という思想』124 頁から引用した。

34) 女性を一般に弱者とみなすことは、男女の性格・性役割のステレオタイプの強化につながる恐れがあるため、慎重であるべきだが、セクシュアリティの領域においては「男性＝強者・支配者」「女性＝弱者・被支配者」という関係性は明らかであろう。

媒介としてなされる、女性支配・女性の性的モノ化（男権主義的イデオロギーの中核としての）の実地の体験なのである。したがって、買春は、男権主義的セクシュアリティを社会的規模で形成し、維持し、強化するとして、非難されるべきものである。

2. 単純売春擁護論の批判

以上、廃絶論のバックボーンとしての理論を見てきたが、以下ではその理論をもとにして、前述した擁護論の各主張に対する廃絶論からの批判を検討してみようと思う。

①「単純売春は性的自己決定権の行使である」への批判³⁵⁾

性的自己決定権とは、基本的人権としての「性的自由」を保障するための手段である。この「性的自由」が基本的人権であるといわれる根拠には、性と人格が不可分のものである、という認識がある。「性＝人格」であるがゆえに、性的自由は不可侵の基本的人権なのであり、それを保障するための性的自己決定権も他者に包括的に譲り渡すことのできない一身上の権利として観念される。

よって、他人を雇用して性売買業を営むこと（雇用労働としての売買春）は、他人の自己決定権を侵害する行為として否定される。では、独立自営業として売春を行う場合（単純売春）はどうか。雇用労働の場合と同様に、性的自己決定権を根拠にそれを否定しうるのであろうか。

業者による買売春であっても、女性が業者に雇用された労働者としてではなく、独立して買春者と売買契約を結ぶものと見なされれば、自営で売春業を営んでいるとみなしうる。その場合、場所や資金を提供したり客を斡旋したりする業者は単なる貸金業、斡旋業、貸座敷業ということになる。戦前の公娼制や現在の売春防止法はこうした構成になっている。したがって、原理的には、「だれとかなる性行為を行うか」について自己決定権を他人（雇用主）に委ねて放棄してしまっていないと評価されうる。

そして、買春客との関係において、売春者に契約を拒否する自由が広く認められ確保されるのだとすれば、「だれとかなる性行為を行うか」という意味での性的自己決定権は確保されていると評価しうる。だとすれば、自営業として行われる単純売春においては、性的自己決定権が、原理的に侵害されているとは一概に言うことはできない。ゆえに、性的自己決定権は単純売春を否定することはできず、むしろ、正当化する権利として機能しうる。

しかしながら、売春業が当人の自己決定権の行使として正当化されれば、それにともなう重大な帰結が数々生じうる。なぜなら、売春業が単なる職業・営業の自由ではなく、性的自己決定権という基本的人権の行使と見なされる以上、その法的効果として、公権力がそれを実質的に否定するような過度の規制を加えることが許されなくなるからである。

まず、第一の帰結として、現在売春防止法で処罰対象となっている「売春を助長する」一買春者の仲介・周旋するなどの一諸々の活動を承認し合法化せざるをえなくなる。なぜなら、これらの活動の一切を一律に禁じれば、一方で自営業としての買売春を承認しながらも、他方で、金融機関から融資を受けることを禁じ、不動産業から土地・建物の提供を受けることを禁じ、買春者の仲介を受けることを禁じることになり、自営の売春業の遂行を事実上不可能にして、実質的に売春を自営業として営むことを認めないことと等しくなるからである。少なくとも、自営業の売春を基本的人権の行使として保障することと矛盾する。つまり、裏を返せば、現在の売春防止法がこれら関連業者の行為を処罰の対象にできているのは、売春行為自体が「人としての尊厳を害し、性道徳に反し、社会の善良の風俗を乱すものである」という前提にあるからなのである。

第二の帰結としては、公衆衛生の観点から、売春を営む者を営業許可制として、国による登録と管理の開始が要請されるだろう。つまり、売春を自営業として承認することは、公娼制を廃止し、売春関連業者を処罰して売春の防止を目指す現在の「廃止主義」から、売春を公認・管理した公娼

35) 中里見・前掲20・211～215頁を参考にした。

制時代の「規制主義」へと逆戻りすることになる。

そして、この公娼制時代、公娼制は実質的な性的奴隷制度であり続けたことを忘れてはいけない。公娼制が実質的な奴隷制であり続けた要因は、1) 女性が国家（警察）の管理下に置かれ、「登録」されると居住・移転の自由が大幅に制限されたこと、2) 「場所」と「資金」を貸す性関連業者が、前借金や暴力によって女性を管理し、業者の社会的権力が女性の営業の自由、身体的自由を実質的に奪ったことである。

2) の要因については、決して過去のことは言い切れない。今日であっても、規制主義の下では、性関連業者が権力を振るう可能性は十分にある。

第三の帰結として、現在、全国各地で隆盛している性交類似行為を行う性風俗営業業者が一斉に、性交をとまなう狭義の売春に関連する業者へと変質するだろう。そしてこの事態は次のような諸問題を生じさせる。第一に、性産業が全社会規模で拡大していくことが考えられる。自営業としての売春が公式で正当な職業になることで、女性の一つの進路・就職機会となり、売春専門学校すらできうであろう。売春に関する業者の経済活動は正当なビジネスチャンスとなり、多くの男女が売春を支える関連業種に就くことになる。現在は陰で行われている買春ツアーを旅行代理店は堂々と商品として売り出し、会社ぐるみの慰安旅行も大々的に行うことができるようになる。それと同時に、非合法の営業も増加すると思われる。なぜなら、合法化によって業者は公認されると同時に、税金の支払いや衛生管理という義務が課せられることになる。そうすると、当然の流れとして義務を逃れようとする業者が出てくる。また、非合法だからこそ搾取が可能なのであって、どこまでも利益を追求しようとする業者にとっては、非合法である方があらゆる面において都合がよいのである。第二に、国際的な人身売買組織のブローカーが、合法化により活路を開かれて、アジア諸国で今以上の搾取を繰り返すことになりかねない。第三に、合法化によって買春行為が権威づけられ、買春男性の女性認識がより一層歪む（女性＝支配してよい存在として女性を認識する）ことになる。第四に、合法化は、警察の取締りの目を緩める効果をもた

らす可能性がある。売春防止法がある現在においても、警察は、強制売春（とくに第三世界のアジア女性を利用した売春）において十分な証拠がそろっていたとしても送検をしようとしていない。そうした警察が売春合法化後にどう動くかは火を見るよりも明らかだ。結果、第三世界の女性を主な被害者とした強制売春や搾取が横行するであろう。それは、かつての公娼制下で日本人女性が陥った苦境とほぼ変わらない状況になるであろう。監禁と虐待による徹底した搾取と人権蹂躪、それが売春合法化の不可避的な帰結であろう。

以上のように、単純売春を性的自己決定権の行使として正当化しうるもののだとしても、その合法化の帰結として導き出される結果は、あまりにも重大である。以上のような帰結は決して軽視してよいものではない。

②「売春＝性的サービス」への批判³⁶⁾

擁護論は、売春は性的サービスを提供するサービス業であるという。しかし、本当に売春はサービス業なのであろうか。他のサービス業と何ら変わらないのであろうか。

確かに、身体の使用を客に委ねるにすぎないという点からいえば、売春も身体的・精神的サービスと同列のサービス業にカテゴライズされるであろう。しかし、その点だけをもって売春を一般のサービス業と同様に合理化できるわけではない。なぜなら、性と人格は不可分なものであり、それゆえ、性的サービスを売ることは、しばしば「性＝人格」原則に反するからである。売春をサービス業と言い切る主張には、人権の視点が欠けているものと思われる。

杉田氏はその著書で、売春をいう性的サービスは、「売春女性の望まない性行為を模し、『強制わいせつ』を模し、『強姦』を模している。要するに売春は性的侵害を模している」、「売春が、抱擁・性交・射精などを含む点においてセックスを模した営みと見えたとしても、それが経済行為・サービスとして金銭を媒介に行われるとき、そこで行われる営みはすでに愛し合う者同士の、あるいは

36) 角田由紀子「性差別と暴力―続・性の法律学」130頁、中里見・前掲20・32頁、52頁を参考にした。

互いに性行為そのものへの自発的な自由意思を有する者同士のセックスでないのはもちろん、それを模してもいない。金銭を媒介としているという事実、したがって売春者にセックスそのものへの欲求と同意がないという事実は、その性的営みそのものに投影されざるをえない。金銭動機にもとづく性行為においては、セックスにあるべき女性の自生的な興奮も反応も、それに伴う性的な喜びも存在しないのである³⁷⁾」と喝破する。

つまり、売春女性が売ることを求められているものは、性的サービスたる「性交」だけではないのだ。性交の過程における、男性の女性に対する支配欲に屈服することもまた、求められているのである。

明らかな強制が伴わない場合であっても、金銭と交換される「性交」であることがすでに性的侵害の契機を含んでいるのであり、金の力がそれなくしてはできない行為を可能にしている。つまり、男性の経済的かつ性的支配欲の満足―「金銭の権力」、「セックスの権力」による女性支配の欲求の充足―が、買春の重要な「魅力」なのである。

そして、「性＝人格」原則の視点からみると、「性的侵害＝人権侵害」ということになる。つまり、「性的侵害を模した行為＝人権侵害を模した行為」なのであり、それを売る売春も、それを買う買春も、到底許されるものではない。売買春を認めることは「人権を侵してでも支配してよい存在」という歪んだ女性認識を生むことになり、さらに男権主義的セクシュアリティをより強固なものとならしめてしまう。

③「単純売春の合法化＝女性の性の解放」への批判³⁸⁾

擁護論は、家父長制的（男権制的）差別を売春合法化の根拠として挙げる。つまり、男権制的性の二重基準の解体を目指し、そこからの女性の性の解放―積極的な女性セクシュアリティの容認―を求めている。

確かに、性の二重基準は男権制的差別である。しかし、この問題を考える際には、もう一つの男

権制的差別を忘れてはいけない。つまり、女性の「性的モノ化」という差別である。男権制社会において問題となる差別は、1) 性の二重基準と、2) 女性の「性的モノ化」の二つが存在するのである。

単純売春を合法化すべきとする主張は、二重基準の解体のみを射程に置いているにすぎず、女性の性的モノ化という問題を考慮していない。もし、単純売春が合法化されれば、積極的な女性セクシュアリティの容認にはつながるかもしれないが、もう一つの男権制的差別である女性の性的モノ化を決定的に強める結果となるだろう。そうすると、たとえ「男性＝解放された性」、「女性＝抑圧された性」という従来の性の二重基準を解体することができたとしても、今度は女性を「性的モノ」とのみ見る新たな二重基準が生成される結果を招くだろう。そうなれば、結局は男権制的セクシュアリティの強化につながり、歪んだ女性認識を進めることになってしまう。

④「被害者なき犯罪論」への批判

この主張こそ、擁護論の中で最も強力な主張かもしれない。この主張に対抗するためには、単純売春が他者に被害をもたらし行為であることを示す必要がある。

被害者なき犯罪論は、売買春の行為の射程（行為の影響が及ぶ範囲）をあくまで「対人」的に考える。そこではあくまで、売春・買春という個人的行為の集積があり、その射程も当事者間だけにとどまると観念されている。だが、売春・買春という行為の射程は、「対人」倫理的立場のみで理解することはできないものと思われる。

特に買春の射程について検討してみると、買春の射程は、対人的な個人を通じて、何より類（階層）に及ぶ。そして、それを通じて対人的ならざる他の個人に及ぶ。買春とは、何よりも類と関わりを持つ特異な行動なのである。

つまり、買春において売春者はひとりの個人であるとしても、買春者にとっては常に「女性」という類（ジェンダー）に属する一個人にすぎない。したがって、買春は、ひとりの売春者に対する行為を通して、女性をいう類を見ているのである。はじめから類（としての女性）を目指すという点で、

37) 杉田・前掲 28・172～174 頁。

38) 杉田・前掲 28・162 頁を参考にした。

買春は特異な行動なのである。

買春において売春者は、第一に売春者を「女」として認識する。それゆえ、売春において人は「女を買う」のであって、「個人」を買うのではない。いいかえれば、買春における買春者の認識は、あくまで「女」としての個人であって、「個人」としての個人は必要ないのである。買春においてひとりの女性を犯すとき、その行為が意味するのは、固有名を持つ「個人」を犯すことではなく、「女」を犯すことを意味している。

ゆえに、買春は、支配すべき性的モノとしての「女」(類)という女性認識を生む。言うなれば、買春は、女性に対する認識と感受性を特異な仕方であらめてしまう行為であり、それゆえに問題なのである。金だけがつながりを取り持つ手段であり、その目的はセックスないし性交につきる。だから買春者にとって相手は、性的特性においてのみ値踏みされ、使用される。買春者は性の側面でのみ女性と接するのであり、しかもその接し方は、女性に対する支配感・征服感をもたらす行為を介してである。したがって、その結果として、特異な女性認識が形成されることとなるのである。

さらに、上記のように形成された特異な女性認識は、一般女性に接する際の彼の態度の基盤を形成する。「女は性的欲望の対象であって、金で支配できる存在であり、男と対等な存在ではありえない」という認識を有することで、「女」という類に属するというだけで、彼女を侮辱し、(彼の中の)「本来あるべき女の位置」にまで彼女を引き落とそうとする心性が形成される。

こうした歪んだ女性認識(偏見)の形成には、多様な要因が関係していると思われるが、そのひとつとして「買春」がその形成に一役買っているのは間違いないだろう。買春という名の女性売買の存在を知ること、さらには、実際に買春によって女性を買うという現実の経験が、何よりも顕著に歪んだ女性認識を植え付けるのである。

ここにおいて、ふたたび①の「単純売春=性的自己決定権の行使」論へと立ち返り、その批判をしておく³⁹⁾。

性的自己決定権は至上の権利ではあるが、無制限に認められるものではない。その行使には一定の制約がともなう。いかなる権利も「他者」という限界を有するのである。売買春における「他者」とは、類としての「女性」であり、同時に個人としての「他の女性」である。つまり、買春が、前述したような歪んだ女性認識を形成するという構造を持つ限り、売春することも「他者」としての女性を害することになるのである。それゆえ、「売春する」という性的自己決定権の行使は許容できないものと解される。

むしろ、擁護論の立場からは、類としての女性という「ジェンダー法益」は否定されるだろう。しかしそれは、すべてを差異に還元するポスト構造主義的な思考の悪弊であると言わざるをえない。ポスト構造主義はジェンダーという規定(類)自体を解体しようとする。確かに、類における多様性の認識は重要である。しかし、類にこだわり続けなければ不可視にされてしまう諸問題も現実にあることは事実なのである。

「社会的法益」に対して「個人的法益」をたてるなら、確かに売買春のいずれをも合理化されうる。特に、その個人的法益を「性的自己決定権」とするならば、なおさらである。しかし、この論理は、買春の合理化を帰結させるために立てられた不当前提である。類(女性)の中にも多様な差異や利害があるのは間違いない。しかし、そうした差異や多様性の極端な強調は、あらゆるカテゴリー的利害の否定に帰結する。そして、そのカテゴリーが何らかのマイノリティに属するとき、この帰結は極めて「体制的」な論理として機能する。

男権制の解体は、確固たるフェミニストの価値である。そうであるならば、なおさら、男権制解体のためにも、買春によってもたらされる女性(類)の性(ジェンダー)としての性的モノ化を問題にすべきであろう。つまり、買春は、「個人的法益」の観点でも、「社会的法益」の観点でもなく、「ジェンダー法益」の観点から問題にすべきことなのである。森田成也の言い方によれば、買春は「ジェンダーにもとづいた『性的平等権の侵害』⁴⁰⁾」と

39) 杉田・前掲 28・150～151頁、180頁を参考にした。

40) 森田成也「侵害されるのは個人的法益だけか」『語るシス』5(1998年)ただし、杉田・前掲 28・151

いう観点から問題視すべきなのである。

⑤「性的弱者保護のための買春システム」への批判

そもそも、特異な性的嗜好者を「弱者」とすることに疑問を感じる。本来的な「弱者」の意味は、肉体的・精神的ハンディキャップを負っているがゆえに、社会全体の扶助なくしては通常の市民と同程度の権利を享受できない者のことである。そこでは、明確な権利性があらねばならない。だが、特異な性的嗜好者は、メディアの影響とはいえ、単に自己の責任において勝手に性的嗜好を変質させたにすぎず、そのような者を「弱者」と解することはできないであろう。それ以前に、そもそも、女性とのセックスは権利ではない。仮に、自由権と見なしえたとしても、「社会権」的権利とみなされることは到底あり得ない。それゆえ、特異な性的嗜好者のために、公権力が（買春の容認を含めて）買春システムの整備を図る責務は全くないといえる。

そもそも、特異な性的嗜好がハンディキャップだとしても、そのハンディキャップは女性とのコミュニケーション能力を高めることで改善の余地があるのだから、その努力をすべきである。それができなかったとしても、彼らには自慰で性欲を満たすという手段が残っている。もし、生身の女性とセックスできないことがかわいそうだというならば、そういった嗜好を生み出したメディア（ポルノグラフィ）の責任をまず追及すべきであろう。

また、宮台氏や上野氏は、（明言はしていないが、あたかも）買春によってそうした嗜好を満たしてやらなければ、現実の女性が犠牲になると指摘しているようであるが、これではまるで、公娼制を維持しなければ良家の婦女が犠牲になるという往年の存娼論と同じ水準の論理であろう。

そもそも、男権制社会の下、性的な領域における本質的な弱者は、やはり「女性」であろう。とするならば、売春の合法化は断固として阻止すべきであり、「性＝人格」原則の下、確固として女性の性的人格権は守られるべきである。

⑥「ガス抜きとしての買春システム」への批判

ガス抜き論についても、問題にすべき論点があるといえる。男権制社会の下で男性に蓄積されていくストレスのはけ口として、必要悪として買春の合法化を主張するが、そもそも問題にすべきは、そうしたストレス蓄積の原因となっている男権制社会システムであろう。

⑦その他の主張に関して

「売春は悪である」とするのは倫理的感情にすぎず、根拠がないという主張に関しては、すでに述べた論理によって反論が可能であろう。すなわち、売春が悪であるのは、売春（買春）が、男権主義的セクシュアリティを形成・維持・強化し、女性の性的モノ化を進め、類としての「女性」の法益—ジェンダー法益—を侵害するからである。それが、「売春＝悪」とする根拠である。

売春婦に加えられる暴力・虐待・人権侵害の問題をなくすために、売春の合法化が必要であると主張については、①にて、売春合法化の帰結として生じる諸問題について検討した。売春合法化の帰結は、1) 諸々の売春助長行為の合法化、2) 規制主義への回帰（それによる現代の性的奴隷制度を形成する恐れ）、3) 合法・非合法を含めた性交産業の隆盛と、それによってもたらされる弊害—国際的人身売買ブローカーの暗躍、女性認識の歪み、警察の取締りの怠慢、第三世界の女性の搾取—等が挙げられる。すなわち、売春の合法化が、必ずしも現在売春婦が置かれている人権侵害の諸問題を解決するとはいえないのである。

また、上野千鶴子氏においては⁴¹⁾、性労働者（売春女性）に押される社会的烙印をなくすために、売春の合法化が必要であると言い、その論理構成として、「性と人格の結びつきを」断ち切るべきだと主張する。上野氏の言う「社会的烙印」とは、「性＝人格」原則という近代的原理によって、倒錯・異端視化されたある種のセクシュアリティ—同性愛、オナニスト、ヒステリー人格など—を意味する。「性＝人格」原則は、そういったセクシュアリティ

頁から引用した。

41) 上野千鶴子『発情装置』（筑摩書房・1998年）79頁、ただし上野氏の主張に関しては、杉田・前掲28・183～200頁を参考にした。

を持つ者たちを周縁化・異端視化して、排斥しようとする原理であると、上野氏は批判する。つまり、上野氏は、社会的烙印の消滅のためには「性」と「人格」を切り離すべきなのだと主張する。

しかしながら、この上野氏の主張には根本的な誤りがある。

「性＝人格」原則は、「性」が、身体や精神と同様に、尊厳を有する「人格」と不可分であると考え、ことで、「性」も尊重されるべき基本的人権なのである、ということを示した重要な近代原則である。確かに、性が人格の一部をなすという見方がめばえたと同時に、ある種の性的欲望に対する倒錯・異端視（社会的烙印）が生まれたというのは歴史的事実である。しかしながら、それは本来の「性＝人格」原則が期待した効果によるものではない。本来の「性＝人格」原則は、性が人格と結びつくことで、基本的人権として尊重されることを保障するものであった。社会的烙印が生じたのは、この原則の本来的な意味での効果としてではなく、むしろ、はじめから人—男権制的モラルに反する人—を断罪する目的でこの原則が悪用されたにすぎないのである。つまり、性に対する侵害や性的烙印はそれ自体が近代的原理への侵犯なのであって、間違っても近代原理が性的マイノリティに対する烙印付与を本質的に伴っているわけではない。

したがって、いま大事ななのは、「性的自由」を含む人権を尊重し、男女平等主義的であり、かつ女性への性的侵害を非とするモラルの構築であって、上野氏の言うような「近代原理（「性＝人格」原則）」を解体することではない。むしろ、この近代原理を堅持し、その上で、ある種の性的欲望—女性の性的自由を侵害することに発露を求めようとする男権主義的な性的欲望—を罪悪であると指弾すべきであろう。

また、売春の合法化が売春婦に対する社会的烙印をなくすというが、この主張にも疑問が残る。

公権力は、市民の多様な自由介入しないことが求められるが、同時に、市民生活の安定・秩序と福利を確保するため、積極的な公共的任務を有する。ゆえに、領土内における一定の経済活動に対しての管理も求められる。それゆえ、仮に売春

が合法化されたとしても、公権力による一定の管理が行われるものと思われる。第一に、公衆衛生的な配慮が求められる。結果として、売春婦の登録免許制や定期健診の実施を義務付け、性病の管理をすることが必要になるだろう。第二に、売春産業の立地規制が必要となる。売春が合法化されることで、公権力は、売買春に伴いがちな諸々の人権侵害から売春者はもちろん、買春者をも守るという使命を与えられる。そのためには、立地ゾーンの設置が最も効果的な方法なのである。むしろ、公安上ならびに教育政策上の観点からも、立地規制は厳格になされなければならない。

以上のようなことから、たとえ売春が「ワーク」として認知されて合法化されたとしても、あくまでそれは特殊な「ワーク」なのである。正規の労働と見なされている職業ですら、ときに偏見がつきまわっているという現実を鑑みれば、売買春に対する偏見（烙印）が「合法化」（もしくは、売春者・買春者・業者を含めた包括的な「非犯罪化」）程度でなくなるとは考え難い。「合法化」によって売春に対する偏見を完全になくすには、性病管理や立地条件等の規制をまったく不要とするだけではなく、売春が「公序良俗」に適合的であると認知され、むしろ、「公序良俗」において積極的に必要であるとの認定がなされない限り無理であろう。だが、それは到底不可能なことである。それゆえ、売春に対する偏見は「合法化」によってはなくなるといえる。

では、どうすれば売春婦に対する社会的烙印をなくすることができるのか。結論から言えば、売春婦が売春婦である限りにおいて、その烙印は消えない。重要なのは、売春婦の処遇を基本に据えて考えるのではなく、男権制そのものの解体を目指した努力をすることである。その際の原理は、むしろ「性＝人格」原則である。この原則に依拠することによって、あらゆる性的烙印からの自由は基本的人権であること、したがって性的烙印は人権に対する侵害であることを断固として主張することが重要である。そして、売買春システムは、女性の性の支配を金の権力によって実現するのみか、それを通じて男権主義的イデオロギーと男の権力への信奉、つまり、男権主義的セクシュアリ

ティを強化する。そして、その男権制的モラルに反するセクシュアリティについて、性的烙印を押すのである。つまり、男権主義的セクシュアリティの形成・維持・強化システムである売買春システムの廃絶こそ、性的烙印からの解放なのである。

第4節 小活

以上、単純売春の善悪・是非論について、擁護論と廃絶論の二つの対立する言説について検討してきたが、やはり単純売春を容認することは難しいように思う。

擁護論の単純売春の非犯罪化・合法化の論理は、単純売春は「性的自己決定権の行使」であり、「性的サービス」を提供する「サービス業」とであると構成する。そして、単純売春はあくまで売春者と買春者間の対個人的な行為であり、「他者」（社会的法益）を侵害することはないため、個人的法益としての「性的自己決定権」の行使として保障されるべきである、と主張する。また、フェミニズムの視点からは、従来の男権制社会の下、性の二重基準によって抑圧されてきた女性の「性の解放」——女性の積極的で多様なセクシュアリティの容認——の一形態として「売春する性」を認めよという主張がなされている。

しかしながら、このような、あたかも進歩的であるかのような擁護論の主張は、その実いくつもの問題を孕んでいる。

まず、第一の前提として、現実の男女のセクシュアリティが、男性中心の「男権主義的セクシュアリティ」である、ということを確認しておかなければならない。女性のセクシュアリティは労働とならび、従来の男権制社会において支配され、奪われてきた領域である。このセクシュアリティの領域において、女性は、①性の二重基準と、②性的モノ化、という2つの男権制的差別をされてきた。前者は、女性の自由なセクシュアリティ——特に、積極的なセクシュアリティ——を認めないという差別であり、後者は、女性「愛」や「性」の領域に閉じ込めて、男性にとって都合のよい「性的なモノ」としてのみ認識するという歪んだ女性認識のことである。

第二の前提として、近代、人間の尊厳の自覚が

なされていく過程において、19世紀を通じて性（sexuality）と人格とが結びつき、性が人格の核をなすものとして自覚されていくにつれ、性もまた人間の尊厳と不可分の基本的人権であるという理解がなされていった。ここにおいて、基本的人権としての「性的自由」が形成され、目的としての「性的人格権」（「性＝人格」原則）、手段としての「性的自己決定権」が形成されていった。

第三の前提として、売春、および買春という行為に内在化されている性差別の存在を確認しておく。特に買春行為において、買春は、性的侵害を模した行為であり、男性の経済的かつ性的支配の満足——「金銭の権力」、「セックスの権力」による女性を支配したいという欲求の充足——を、重要な「魅力」としてもっている。つまり、買春行為は潜在的に性差別的な意味を持っているのである。

以上のような前提の下、擁護論の主張について検討すると、第一に、「単純売春が性的自己決定権の行使である」という主張については、確かに一理ある。売春女性も性的自己決定権を有する尊重されるべき存在である。しかるに、自由意思において行われる売春については、性的自己決定権の行使として正当化されうる。

ただし、この性的自己決定権は至上の権利ではあるが、その行使には「他者を害しない限り」という限界がある。売買春の行為の射程は、当事者間の対個人的なものにとどまらず、類としての「女性」（ジェンダー）にまで及ぶと考えられる。なぜなら、買春者は、売春者に対する行為を通して、その女性「個人」ではなく、女性という「類」をみているからである。だとするならば、性差別を潜在的に含む買春行為は、買春者において、女性全体に対する歪んだ認識を形成し、ひいては男権主義的セクシュアリティの形成・維持・強化につながるものとして、許容することはできない。

第二に、「売春＝性的サービス」という構成にも問題がある。性的人格権を認め、「性＝人格」原則に従うならば、性的侵害を模した行為は、人権侵害を模した行為であり、到底許容できるものではない。また、売春がサービス業だと言うならば、本来「性的サービス」に最も熟練した者が、最も

高く買われるべきであるのに、実際には性に関してほとんど無知な子供が、完全に受動的に、性的使用に供されるままにされることで高額に取り引きされている。さらには、縛られ、拘束され、まったく「サービス」の提供ができない状態に女性がおかれることに対して、金銭が支払われている。売春＝性的サービスと解する「性＝労働」論では、このような事態を説明することができない。

また、フェミニズムからの視点においても、男権性的差別のもう一つの側面である、女性の「性的モノ化」という差別の存在を忘れている。確かに、女性のセクシュアリティの多様性の主張には一定の意義があるだろう。しかし、その過度の追及は、かえって女性にとっては、男権制が配当した価値（女＝エロス）への埋没——女性の性的モノ化——を招く可能性があることを十分に把握しておく必要がある。フェミニズムにとって重要なことは、「性の二重基準」を廃するための努力と同時に、むしろ性領域への女性の限定、さらには「女性の性的モノ化」という男権制社会の陰謀に対して、十分に批判的であることではないだろうか。その点において、擁護論は、「性の二重基準」を批判するように見えて、大枠において、かえって男権主義的な陰謀に与する結果となっている。

以上のような理由から、単純売春を許容することはできず、むしろ、男権主義的セクシュアリティの再生産装置として、その廃絶に向けた法規制の方向性を検討していくべきではなかろうか。

次章では最後に、今後の売春に対する法規制の在り方について検討しておく。

第5章 現代的売春規制のあり方

第1節 単純売春の善悪・是非論について

単純売春の善悪・是非論について、擁護論と廃絶論の二つの対立する言説についての検討をした結果、やはり単純売春を容認することは難しいように思う。

擁護論の単純売春の非犯罪化・合法化の論理は、単純売春は「性的自己決定権の行使」であり、「性的サービス」を提供する「サービス業」とであると構成する。そして、単純売春はあくまで売春者と

買春者間の対個人的な行為であり、「他者」（社会的法益）を侵害することはないため、個人的法益としての「性的自己決定権」の行使として保障されるべきである、と主張する。また、フェミニズムの視点からは、従来の男権制社会の下、性の二重基準によって抑圧されてきた女性の「性の解放」——女性の積極的で多様なセクシュアリティの容認——の一形態として「売春する性」を認めよという主張がなされている。

しかしながら、このような、あたかも進歩的であるかのような擁護論の主張は、その実いくつもの問題を孕んでいる。

まず、第一の問題点として、単純売春の問題を考察する前提としての事実認識が不十分であると言える。擁護論は以下のような前提事実の確認をすべきである。

第一の前提事実として、現実の男女のセクシュアリティが、男性中心の「男権主義的セクシュアリティ」である、ということを確認しておかなければならない。女性のセクシュアリティは労働と並び、従来の男権制社会において支配され、奪われてきた領域である。このセクシュアリティの領域において、女性は、①性の二重基準と、②性的モノ化、という2つの男権制的差別をされてきた。前者は、女性の自由なセクシュアリティ——特に、積極的なセクシュアリティ——を認めないという差別であり、後者は、女性を「愛」や「性」の領域に閉じ込めて、男性にとって都合のよい「性的なモノ」としてのみ認識するという歪んだ女性認識のことである。

第二の前提事実として、近代、人間の尊厳の自覚がなされていく過程において、19世紀を通じて性（sexuality）と人格とが結びつき、性が人格の核をなすものとして自覚されていくにつれ、性もまた人間の尊厳と不可分の基本的人権であるという理解がなされていった。ここにおいて、基本的人権としての「性的自由」が形成され、目的としての「性的人格権」（性＝人格原則）、手段としての「性的自己決定権」が形成されていった。

第三の前提事実として、売春、および買春という行為に内在化されている性差別の存在を確認しておく。特に買春行為において、買春は、性的侵

害を模した行為であり、男性の経済的かつ性的支配の満足——「金銭の権力」、「セックスの権力」による女性を支配したいという欲求の充足——を、重要な「魅力」としてもっている。つまり、買春行為は潜在的に性差別的な意味を持っているのである。

擁護論の立場においては、以上のような前提としての事実認識が欠如していると言わざるを得ない。そして、このような前提事実の認識を欠いた主張には問題がある。

第二の問題は、「単純売春が性的自己決定権の行使である」という擁護論の主張である。確かにこの主張については一理あるようにも思われる。売春女性も性的自己決定権を有する尊重されるべき存在である。だとすれば、自由意思において行われる売春については、性的自己決定権の行使として正当化されうるとも考えられる。

だが、ここで忘れてはならないのは、この性的自己決定権は至上の権利ではあるが、その行使には「他者を害しない限り」という限界があるということである。売買春の行為の射程は、当事者間の対個人的なものにとどまらず、類としての「女性」（ジェンダー）にまで及ぶと考えられる。なぜなら、買春者は、売春者に対する行為を通して、その女性「個人」ではなく、女性という「類」をみているからである。だとするならば、性差別を潜在的に含む買春行為は、買春者において、女性全体に対する歪んだ認識——女性の性的モノ化という認識——を形成し、ひいては男権主義的セクシュアリティの形成・維持・強化につながるものとして、許容することはできない。それゆえ、単純売春を性的自己決定権として許容することもできないのである。

第三に、「売春＝性的サービス」という構成にも問題がある。性的人格権を認め、「性＝人格」原則に従うならば、性的侵害を模した行為は、人権侵害を模した行為であり、到底許容できるものではない。また、売春がサービス業だと言うならば、本来「性的サービス」に最も熟練した者が、最も高く買われるべきであるのに、実際には性に関してほとんど無知な子供が、完全に受動的に、性的使用に供されるままにされることで高額に取り引

きされている。さらには、縛られ、拘束され、まったく「サービス」の提供ができない状態に女性がおかれることに対して、金銭が支払われている。売春＝性的サービスと解する「セックスワーク論」では、このような事態を説明することができない。

また、第四の問題として、フェミニズムからの視点においても、男権制的差別のもう一つの側面である、女性の「性的モノ化」という差別の存在が忘れられている。確かに、女性のセクシュアリティの多様性の主張には一定の意義——「性の二重基準」を廃し、女性の性の解放という意義——があるだろう。しかし、その過度の追及は、かえって女性にとっては、男権制が配当した価値（女＝エロス）への埋没——女性の性的モノ化——を招く可能性があることを十分に把握しておく必要がある。フェミニズムにとって重要なことは、男権制的差別の一つである「性の二重基準」を廃するための努力と同時に、むしろ性領域への女性の限定、さらには「女性の性的モノ化」というもう一つの男権制的差別に対して、十分に批判的であることではないだろうか。その点において、擁護論は、「性の二重基準」を批判するように見えて、その実、大枠において、かえって男権主義的な陰謀に与する結果となってしまうている。

以上のような理由から、単純売春を許容することはできず、むしろ、男権主義的セクシュアリティの再生産装置として、その廃絶に向けた法規制の方向性を検討していくべきではなからうか。

第2節 現代的売春規制のあり方について

では、日本における今後の売春規制はどうあるべきか。私見は、廃絶論の立場から、単純売春を含めた売買春全般を社会的に許容できるものではないとして、その廃絶を終局的な目的とした法規制のあり方が望ましいと考える。

具体的な法政策としては、大枠として、売春防止法と風俗営業適正化法の二元法的体系の克服を課題として挙げる。そして、その課題を克服する方向性としては、まず、①性交類似行為を合法化する風俗営業適正化法の関連条項を廃止すること、そして、②法において性的道徳主義の性格を排すこと、さらに、③新たに買春者処罰規定を設ける

ことが必要であると考える。

1. 売春防止法と風俗営業適正化法の二元法的体系の克服という課題

現代の日本において、膨大な数の女性が性産業に従事している。特にエイズが問題となってからは、性交そのものよりも、性器を使わずに性交類似行為を行うことが、性的サービスとして広く行われるようになった。だが、「性交」そのものでなくとも、類似のサービスを提供する女性側からすれば、性器以外の身体の部分を使って、客に射精行為をさせるなどのそこでの労働の危険を含んだ実態と、これによる女性の人権侵害の結果には、「性交」が提供されるときとなんら変わりはない。また、買う側にとっても、女性を性的なモノとして認識しているという点において、提供されるサービスが「性交」であろうと「性交類似行為」であろうと変わりはない。さらに、現代日本において、売買春は売春防止法により表面的には禁止されているが、現実には、風俗営業適正化法の規制の下に存在している。なかでも、ソープランドで売買春が行われていることはもはや周知の事実である⁴²⁾。「性交類似行為」を「風俗営業」という名目の下に許容している風俗営業適正化法を隠れ蓑にして、禁じられているはずの「性交」を行う売買春が行われているのである。

以上のような点から、現在の風俗営業適正化法は、売春防止法を骨抜きにし、売買春を実質的に容認している法体系であると言わざるを得ない。さらには、買う側の男性における、女性全体に対する歪んだ認識の形成——女性の性的モノ化——、ひいては男権主義的セクシュアリティの形成・維持・強化につながる。したがって、真に売買春の根絶を目指すのであれば、売春防止法のみならず、風俗営業適正化法などの関連する法体系を含めて

見直すことが必要なのである。

2. 課題克服の方向性

① 性交類似行為を合法化する風俗営業適正化法の関連条項を廃止すること

前述したとおり、性交類似行為を合法化する風俗営業適正化法は、売買春を実質的に容認するものであり、ひいては男権制社会システムを再生産するものである。それゆえ、現在の性交類似行為を合法化する風俗営業適正化法の関連条項を廃止することが必要である。

② 法において性的道徳主義の性格を排すこと

具体的には、売春する者への道徳的非難の文言の削除——つまり、売春防止法1条にある「…性道徳に反し…」という文言の削除——、売春者処罰規定（5条）、補導処分（7条等）の全面削除を行い、売春防止法のいわゆる「廃止主義」（関連業者の処罰：売春防止法第2章の刑事処分）を強化することが必要である。

単純売春において、売春女性の処罰の可否を考える場合、売買春（特に買春行為）が女性のモノ化を招き、男権制社会システムの再生産に与する行為であるならば、自由意思において売春を行う売春女性も、その陰謀の加担者であると解することができる。したがって、売買春の廃絶を目指す上では、単純売春を行う売春女性は、「加害者」として処罰対象とすべきとも考えられるであろう。しかしながら、ここで忘れてはいけないことは、そもそも売買春システムの背後に男権制社会システムがあるということだ。

女性が売春をするという選択は、本当に自由意思に基づいてのものなのか。その背後には男権制社会システムの直接的ではないにしろ、間接的な強制が働いているように思える。なぜなら、女性を単純売春へと駆りたてる動機は、売春によって得られる高額な収入にある。その額は通常のサービス業では考えられないほどの額である。なぜ、そこまで高額な報酬が支払われるのか。その理由は、売買春（買春行為）が、男性の性的支配欲——女性を従属化し、支配したいという欲求——を満たす性的侵害（人権侵害）を模した行為であ

42) 大阪高裁平成7年7月7日判決(判時1563号147頁)。この判決自体は、個室付浴場業者に資金を融資した信用金庫の支店長に対し、売防法13条1項の資金提供罪が成立するとした判例である。この判決は、いわゆるソープランドは、その存在自体は法律で認められているものの、そこで売春が行われていることは社会的常識であることに言及している。

るからだと思われる。つまり、男権制社会システムが、売買春を不可欠なものとしているがゆえに、女性の「性」は高額な商品になり得るのであり、高額な報酬目当ての金銭動機によって売春を行う女性が出現するのである。すなわち、女性の売春をするという「自由意思」は、あくまで男権制社会システムの中で、その影響を少なからず受けた結果として形成されるものなのである。

したがって、売春女性が結果として男権制社会システムの再生産に寄与しているとしても、彼女「個人」に対して「罰」を与えることは、巧妙に彼女をそこに導いた社会構造を隠蔽し、売買春を不可欠なものとしている社会全体の責任を不問に付すことになるだろう。第一に問題とすべきは、彼女の責任ではなく、彼女を売買春へと導く男権制社会システムという現代の社会構造である。

③新たに買春者処罰規定を設けること

本稿で何度も述べてきたとおり、買春行為は、買春男性の女性全体に対する認識を歪め——女性の性的モノ化——、ひいては男権制社会システムの再生産につながる。それゆえに社会的に許容することはできないし、法でもって処罰すべきであるとする。

以上のことを実現した上で、さらなる課題として、婦人保護事業の充実・強化が必要であると考え。

現在の婦人保護事業は、売春防止法の第4章（保護更生）を根拠として、その対象は同法34条で、「性交又は環境に照らして売春を行うおそれのある女子（以下、要保護女子）」に限定されている。しかし、近年、現実の婦人相談所利用者の抱える問題は多様化してきている。特に、2001年の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下では、「DV防止法」という）施行以後、婦人相談所は、結果的に「配偶者暴力相談支援センター」（以下では「DVセンター」）としての機能を付され、それによって、婦人相談所は、従来の「売春防止法」による婦人保護事業と「DV防止法」によるDVセンターの両機能を併せ持つことになった。それでも、法的な規定はそのまま、結果として法的な対象と現実の利用者との乖離が生じて

いる。婦人保護事業が刑事処分の補足として売春防止法の中へ組み込まれているために、婦人相談所・婦人相談員・婦人保護施設ともに様々な制約を受け、現実の保護を必要とする女性のニーズに応え切れていない現実がある。

このような現状を受けて、今、婦人保護事業の見直しが必要となっている。したがって、婦人保護事業が、本来社会的事業であることを確認し、売春防止法による拘束を逃れ、新たに社会福祉の法体系として位置付ける必要があるのではないだろうか。そうすることで、現実のニーズにも積極的に応え得る政策の実現が可能となるであろうし、また、売春女性（要保護女子）についても、一般の保護や援助の必要な女性と同様に対処することになり、売春にまつわるスティグマを免れ、人権擁護の観点からも役立つのではなかろうか。

以上、現代的売春規制のあり方は、単純売春廃絶論の立場から、単純売春を含めた売買春全般の廃絶を終局的な目的とし、上記で示した具体的取り組みをしていくべきであると考え。

おわりに

本稿では、日本における売春規制の歴史的検討（第1章）、諸外国における売春規制の状況（第2章）、現代日本の売春規制の状況（第3章）、単純売春の善悪・是非論（第4章）について考察し、第5章で日本における今後の売春規制のあり方について検討してきた。

日本において、初めて売春を直接規制する総合的な法として昭和31年、売春防止法が制定された。それからわずか50余年の年月の中で、現実社会における売春実態は著しい変化を遂げた。貧困が原因の強制売春・管理売春（古典的な売春）が主流であった当時に比べ、現代では享楽型の単純売春の増加という実態がうかがえる。売春防止法は、昭和31年当時の社会背景を受けて、強制売春・管理売春の廃絶をその趣旨としたものであった。それゆえに、現代の売春実態とは乖離が生じており、その機能はもはや立ち行かなくなりつつある。売春防止法は、古典的な売春の廃絶という点ではある程度の効果はあったものと思われ、その限りに

において一定の評価はできるであろうし、現代においてもなお存在する強制売春・管理売春の廃絶に向けても、その意義はあるだろう。しかしながら、現代的売春の特徴ともいえる享楽型の単純売春については何の規定もなく、放置されたままである。このような実態の中にあって、今こそ現代的売春の新たな規制方法を考えるべき時にあるのではなかろうか。

現代的売春規制のあり方を考えるにあたってはまず、現代の社会構造および多様化・複雑化した売春実態をできる限り正確に把握することが必要であろう。その上で、規制の方向性を決定していくべきである。その方向性としては、大きく分け

て禁止主義、規制主義、廃止主義などがあるが、どのような方向性で規制を行うかについては、諸外国の規制方法等を鑑みることも有用であろう。

また、売春規制の問題を考える上で注意せねばならないのは、売春の合法化と売春女性の権利保護とは別の問題であるという点である。現在その仕事に従事している女性の人権侵害を糾弾することは、売春を肯定することとは別の問題なのである。

いずれにしても、本稿で検討してきた結果を踏まえて考えると、今後の売春規制は単純売春を含めた売春全体の根絶という方向性の下で進めていくべきであると思われる。